

伊勢原市景観ガイドライン―基本編



はじめに

伊勢原市は、大山の眺望、緑豊かな自然、里地里山や田園風景の広がり、歴史・文化を感じるまちなみ、また、日々の暮らしの様子など、個性と魅力ある多様な景観が形成されています。

今後のまちづくりでは、このように先人たちから引き継がれたまちの景観をまもり、はぐくみ、また、さらに磨きをかけながら、次代に引き継いでいくことが私たちの大切な役割といえます。

このため市では、今後のまちづくりにおける良好な景観の形成に関する方針として、景観法に基づく「伊勢原市景観計画」の策定及び「伊勢原市景観条例」を制定し、景観まちづくりを推進することとしました。

この「伊勢原市景観ガイドライン」は、皆さん（市民、事業者、行政）が景観まちづくりに取り組む上で必要となる考え方や配慮すべき事項、また、工夫の例などをまとめたものです。

建築などの行為の際は、本ガイドラインを参照し、その考えを十分に反映した上で、主体的な景観まちづくりに取り組んでください。

目次

1. 景観ガイドラインの策定に当たって	1
(1) 目的	1
(2) 構成	2
(3) 対象区域	3
(4) ガイドラインの活用方法	3
2. 景観まちづくりの基本方針	4
3. 景観ガイドライン	5
(1) 景観の顔をつくる景観まちづくり方針	5
(2) 景観の骨格をつくる景観まちづくり方針	6
(3) 地域らしさをつくる景観まちづくり方針	7
(4) 行為・項目別ガイドライン	10
4. 届出対象行為及び手続	38
(1) 届出対象行為	38
(2) 手続	39